事例No.	69
公表年度	H28
団体の属性	一般市
団体名	福井県あわら市

事例区分	第三セクター

タグ	・社団法人・財団法人 ・公共施設活用 ・観光

事例種類	整理・再生等の抜本的改革を行った事例（解散）

事例内容・タイトル

指定管理者制度導入による解散（民間活用・委託）

出典

第三セクター改革等先進事例集

事例名	指定管理者制度導入による解散
団体名	福井県あわら市
法人名	(財)セントピア芦原

＜地方公共団体のデータ＞※

人口(人)	29,095
標準財政規模(百万円)	8,506
財政力指数	0.65

※ 人口は、住民基本台帳に基づく人口(平成 28 年 1 月 1 日時点)
標準財政規模及び財政力指数は、平成 27 年度決算の数値

＜法人データ＞※

[出資等の状況]

あわら市	39(93.0%)
その他	3(7.0%)
役職員数(人)	15

[経営状況]

経常収益	809
経常損益	399
当期純損益	435

(単位:百万円)

資産	1,240
負債	15
純資産	1,225

※ 出資等の状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点での出資の状況
経営状況は、法人格がなくなった時点(清算結了時)又は出資引揚時点までに終了した直近の会計年度の決算

[法人概要](設立目的、業務概要等)

(財)セントピア芦原は、観光施設の効率的・能率的な管理運営及び観光振興を目的として、あわら市(旧芦原町)によって平成 4 年に設立され、公共温泉施設「セントピアあわら」の管理運営やイベントの開催・観光情報の発信などを実施し、地域経済の活性化と豊かなまちづくりに寄与してきた。





1. 本事例の概要(取組の内容、ポイント)

当該事例は、公募による指定管理者の選定の実施により市民サービスの向上と経費の削減を図った事例である。

具体的には、当該法人が実施してきた「セントピアあわら」の管理運営については、管理委託から指定管理への移行であったため、民間能力の活用、競争原理の導入に関する課題が生じていた。また、公益法人制度改革に対応して新法人への移行という課題が生じていたことから、財団のあり方や担うべき役割について検討し、公募による指定管理者の選定の実施・財団の解散によりこれらの課題を解決した。

2．取組みの背景、理由、着手のきっかけ

公益法人制度改革に伴う新法人への移行期間（平成 20 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日）が定められたことにより、財団のあり方や担うべき役割について検討する必要が生じた。

新法人への移行にあたっては、財団運営における公益事業比率が約 4 割となっており、新法人移行後において公益認定基準を継続的に充足することが困難と推測されること。また、平成 11 年度に観光振興を目的として用地を取得しているが、公益目的財産額を算定するために必要とされる時価評価を行った場合に債務超過に陥ると推測されることなどを踏まえ、財団の解散を含めた検討を実施することとなった。

＜観光振興用地の概要＞

取得目的	官民連携による北潟湖の活用構想「あわらミレニアムパーク（仮称）」における事業分担に基づき、観光振興用地を取得。 あわら市（旧芦原町）：サイクリングパーク、フラワーパークなど公共空間を整備 財団　　：民間のノウハウを活かした収益施設（レストラン施設等）の整備（民間企業の誘致、直営施設の運営）
取得年度	平成 11 年度
取得価格	1,200 百万円　※平成 22 年度時価評価 295 百万円：固定資産税評価額（近傍宅地）
面　積	55,717 ㎡

＜経常損益及び団体からの財政支援の状況＞　（単位：百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24
経常損益	99	2	186	399	▲2
団体からの財政支援					
団体からの補助金収入	116	115	313	709	0
団体からの貸付金	0	0	0	0	0
損失補償付債務残高	1,181	1,075	748	0	0

3．取組の具体的内容

(1)取組方針とその決定過程

①主要な課題・論点

指定管理者として適切な団体（民間事業者）の有無、観光振興を目的として取得した用地の取扱いなどを踏まえた財団の存続の可否について

②検討内容

財団を存続した場合において、公益法人制度改革に伴う法人形態の選択及び法人形態に合わせた業務の再検討を行うとともに固定資産における評価損の処理方法を検討した。

また、財団を解散した場合においては、指定管理者として民間事業者の参入の可能性及び固定資産における評価損の処理方法を検討した。

3．取組の具体的内容（つづき）

③取組方針・理由

検討内容を踏まえ、財団の解散を前提として民間事業者による指定管理の導入、一般会計からの補填による固定資産の評価損等の解消を取組方針として定めた。

公益法人制度改革に伴う新法人への対応として、公益事業比率が約 4 割であることから公益認定基準を充足することが困難と判断し、存続する場合は一般財団法人への移行となる。一般財団法人では公益財団法人と同等の税制優遇措置が受けられないことや温泉施設の管理運営であり指定管理者の民間事業者の参入が見込まれる状況であること、また、固定資産の評価損等の解消を図るための財源が確保される状況であったことから同方針が定められた。

(2)取組の具体的な進め方

①取組の推進体制

あわら市、（財）セントピア芦原による検討部会の設置

・観光商工課　… 施設及び財団の所管課、施設の現状把握及び財団との連絡調整
・政策課　… 公の施設の管理に関しての全体的な方針決定
・財政課　… 財政・資金計画の検討
・（財）セントピア芦原　… 財団に係る運営状況、運営見通しの検討

②調整過程

平成 22 年
8 月 … 現状・今後の課題の把握
9 月 … 課題の整理、方向性の検討
10 月 … 基本方針（素案）の作成

平成 23 年
4 月 … 基本方針（案）、実施計画（案）の作成
5 月 … 基本方針の決定
11 月 … 基本方針の実現に向けた課題の整理
12 月 … 実施計画（案）の修正

平成 24 年
1 月 … 実施計画の決定

＜法人整理のプロセス＞

	平成22年						平成23年												平成24年								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
法人							理事会												理事会							解散	
金融機関						交渉	→ 繰上返済											交渉	→ 繰上返済								
雇用							説明										説明		解雇　採用(新 指定管理者)								
指定管理							検討	→									報告	検討	→ 選定(非公募) ※ 平成26年4月 公募								
検討部会	検討 →		報告	検討	→		→	報告	検討	→							報告	検討	報告								
議会			議会			議会	議会 報告			議会 報告				議会				議会 報告	議会 報告				議会				

4．取組の効果

民間事業者のノウハウを活用することにより利用者に対するサービスの向上、行政コストの縮減（財団への派遣人件費（平成 23 年度：1 名 9,150 千円）等）が図られた。

また、財団に対する損失補償の解消に伴い、財政健全化比率（将来負担比率）の低減が図られた。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実質赤字比率	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－
実質公債費比率	14.7%	13.5%	12.4%	11.6%	10.5%
将来負担比率	128.4%	97.6%	67.7%	42.6%	35.7%

5．今後の課題（今後の方針、残された課題等）

財団から引き継いだ観光振興を目的として取得した用地の有効活用が課題として残ることとなったが、県有施設の誘致（青年の家：改築）が実現したことにより、地域資源である「北潟湖」を中心とした観光魅力づくり（湖畔公園、花菖蒲園、青年の家）を推進することができた。

6．他団体の参考となり得る点（苦労した点、工夫した点、上手く進んだ理由、反省すべき点等）

当初、財団への指定管理期間（平成 21 年 4 月～平成 24 年 3 月）に合わせ、財団の解散及び公募による指定管理の導入を検討していたが、取組方針の検討・決定（財団における雇用関係、固定資産の評価損処理、用地の利活用等）に時間を要したため、公募にあたっての適切なスケジュールが組めず、一旦、非公募による指定管理（平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月）を導入せざるを得なかった。

＜参考＞地方公共団体の問合わせ先

担当課	あわら市財政課	連絡先	0776-73-8008